平成２９年（フ）第１６９６号
東京都足立区伊興１丁目７－３－203
債務者　北村　直巳
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６９７号
東京都大田区本羽田３丁目24－６－603
債務者　志水みどり
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７０８号
東京都練馬区向山４丁目11－10－102
債務者　佐々木拓樹
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７２３号
東京都世田谷区桜丘４丁目９－10　桜丘レジデンスⅡ201
債務者　山中　綾子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７２８号
東京都墨田区千歳３丁目６－６－303
債務者　中村　充臣
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７３０号
東京都大田区上池台５丁目26－２　ハイム勝美Ａ－203
債務者　萩原乃里子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０号
栃木県足利市八幡町830番地
債務者　宮崎　範敬
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１３号
栃木県足利市助戸新山町1507番地５
債務者　橋本　茂行
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１４号
栃木県足利市助戸新山町1507番地５
債務者　橋本　秀子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１５号
栃木県佐野市堀米町2596番地　さくらハウス２号室、前住所栃木県佐野市植上町1445番地２
債務者　長堀　未奈
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１６７８号
東京都足立区伊興３丁目３－13－102
債務者　小口　嘉子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３０号
横浜市港南区上大岡東３丁目２番11号　ファイネス上大岡Ⅱ
債務者　川元　　愛
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７１号
横浜市瀬谷区北新３番地６　ミランダみらい館202号室
債務者　古川　博史
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７６号
横浜市西区浅間台１番地14　第一河合アパート101号
債務者　手島　源吾
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部